ユーラシア研究所レポート No.158

2026 年 10 月 23 日

EU 産業政策の自己矛盾－信頼喪失のリスク

蓮見 雄

概要

産業加速法案は、欧州連合（EU）が産業の競争力と強靱性を回復しようとする政策だが、その手段は、EU が掲げてきた開放と公正な競争と矛盾する。財源・資本市場・家計負担の問題を解決しないまま産業政策を進めれば、市場・市民・国際社会の信頼を損なうおそれがある。

1. 産業加速法案に表れる EU 産業政策の転換

2026 年 3 月、欧州委員会は、産業加速法案（Industrial Accelerator Act：IAA、COM（2026）100）において、欧州連合（EU）の国内総生産（GDP）に占める製造業比率を 2024 年の 14.3%から 2035 年までに少なくとも 20%に引き上げる目標を掲げた。IAA は、許認可の迅速化、産業加速地域の指定とインフラ優先整備、公共調達・公的支援を通じた「EU 原産（Made in EU）」・低炭素製品需要の創出、外国直接投資（FDI）条件を組み合わせて、脱炭素・競争力・経済安全保障を同時に追求しようとする法案である。

これは、もはや単なる調達ルールの変更ではない。IAA は低炭素製品のリード

マーケット（先導市場）創出と域内サプライチェーンの強化を明確にし、その手段として、ローカルコンテンツと FDI について厳格な要件を導入し、特に中国を念頭に EU の産業政策が「より条件付きで地政学的標的を明確にした介入」へと大きく転換しつつあることを示している（Binder, Dohse, Görg, Schöl, Semrau and Liu,2026）。IAA を「より断固たる（Assertive）産業政策への最初の一歩」だとする論評さえある（Lévy and Berghmans,2026）。

このように EU は、グリーンディールから産業ディールへと政策の重心を移しつつある。2019 年に打ち出された欧州グリーンディールは、環境政策の面だけを取り上げて論じられることが多い。しかし、その本質は脱炭素市場開発の主導権を握ることによって、EU 産業の競争力の強化を図ろうとする成長戦略であり、最初から「産業界を総動員」すると指摘していた。その後、欧州新産業政策、グリーンディール産業計画、競争力コンパス、クリーン産業ディールといった一連の政策においても官民連携による産業競争力の強化が重視され、オムニバス法案では産業界の声に応える形で、サステナビリティ規制の緩和・調整が行われつつある（蓮見,2025）。IAA は、その流れの延長線上にある。マリオ・ドラギ元欧州中央銀行（ECB）総裁がとりまとめた「欧州の競争力の未来」いわゆるドラギ・レポート（2024 年 9 月）が、この政策転換の導きの糸となったことは周知の通りである。

この転換それ自体は決して不合理なものではない。「電気の時代（Age of Electricity）」を迎え、脱炭素は、もはや単なる環境政策ではなく、電力、鉱物資源、送配電網、蓄電池、データセンター、人工知能（AI）などをめぐる産業政策になっているからである（IEA,2025）。

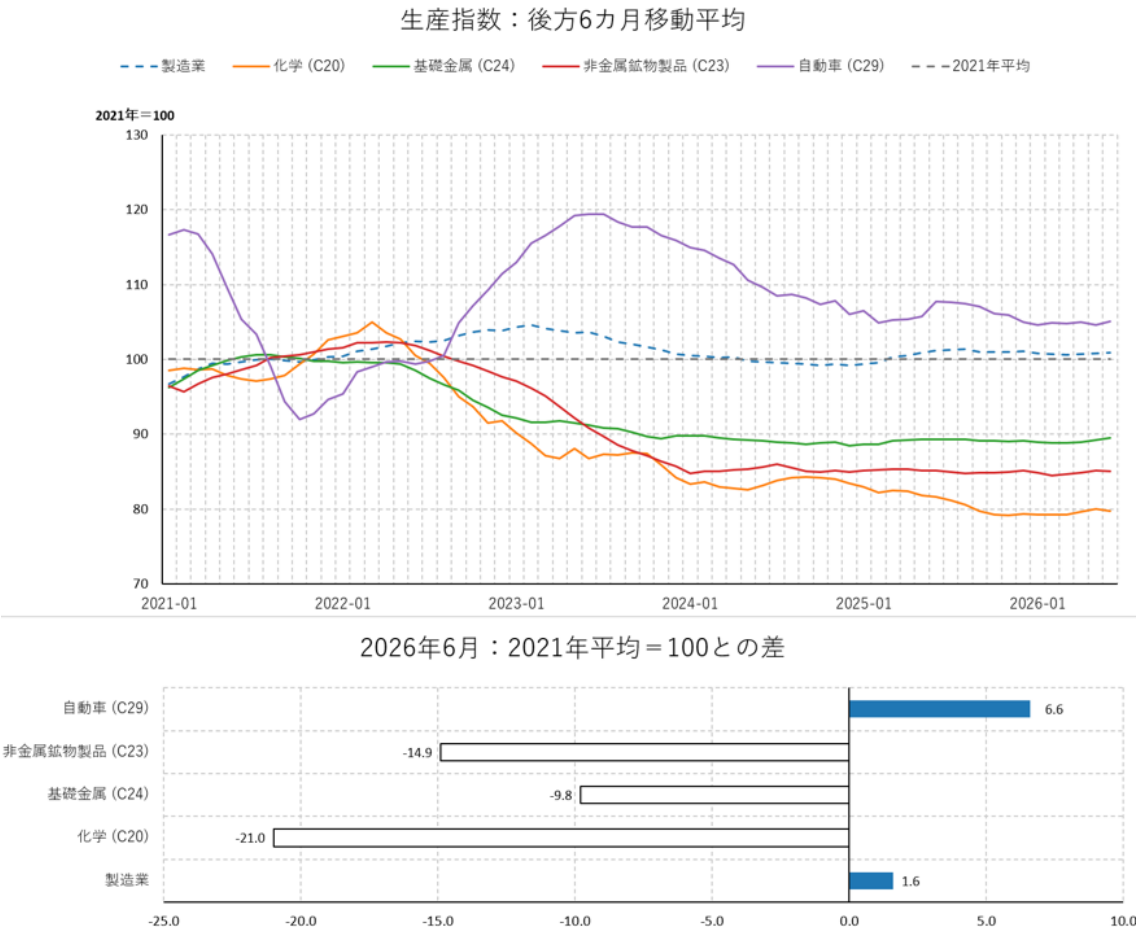
2. EU 産業の現実－相対的な衰退と自動車産業防衛

しかし、EU 産業の現実からみて、IAA は実際に EU 産業の競争力と強靱性（Resilience）を高められるのだろうか。20%という目標は、欧州委員会が 2012 年に公表した「2020 年に向けた産業戦略」で掲げた目標と同じであり、「役に立たないデジャブ」という指摘さえある（Bercero, Collin, McWilliams and Tagliapietra, 2026,13-14）。欧州委員会自身が認めているように、EU の財輸出は、2024 年に 2019 年比で約 8%低下し、この間に世界における輸出シェアは約 15%低下した（European Commission,2025）。

EU 製造業の衰退は著しい（図表 1）。2026 年 6 月末時点における EU の製造業の生産指数は、2021 年平均よりも 1.6%上回っているものの、化学 21%減、非金属鉱物資源 14.9%減、基礎金属 9.8%減と軒並み大幅に低下しており、かろうじて自動車が 6.8%増となっている。EU の製造業の中で、自動車は、なお、国際競争力、雇用、技術、輸出、サプライチェーンの中核をなす部門である。2024 年 10 月に、欧州委員会が発動した中国のバッテリー式電気自動車（Battery Electric Vehicle：BEV）に対する制裁関税は、法的には中国の補助金による競争歪曲を根拠としているが、EU が自動車産業を「最後の競争力の拠点」として防衛しようとした政治経済的対応でもあったと見ることもできる。

【図表 1】

EU 主要製造業の動向（2021 年 1 月～2026 年 6 月、2021 年平均＝100）



出所：Eurostat より筆者作成

3. EU は何を失いつつあるのか―価値を守り抜く能力

では、IAA を端緒に防衛的あるいは保護主義的な措置を強めていくことで、EU 産業の競争力・強靭性は回復できるのだろうか。EU は、1985 年の欧州共同体（EC）による市場統合白書以来、市場統合を強化し、ユーロを導入し、あわせて、①2000 年の「リスボン戦略」と 2005 年の改訂、②2010 年の「欧州 2020（EU の 2020 年までの戦略)」、③2019 年の「欧州グリーンディール」と、一連の成長戦略を打ち出してきた（蓮見,2023)。にもかかわらず、世界の購買力平価 GDP に占める EU のシェアは、かつての 25%から 14%を切るまでに低下してきたのである（国際通貨基金（IMF）, World Economic Outlook Database)。この事実は、EU 統合そのものに対する懐疑を生み出している。

ドラギ氏は、2025 年 8 月の講演において次のように述べている（Draghi,2025)。「EU は長年、……経済規模そのものが国際貿易関係における地政学的影響力と交渉力をもたらすと信じてきた。しかし、今年は、その幻想が消え去ったとして記憶されるだろう」。「効率性よりも、地経学、安全保障、供給源の安定性が国際貿易関係を形づくる世界において、欧州は十分な備えができていない」。

その上で、ドラギ氏は、次のように EU の統治構造そのものの変換の必要性を指摘している。「EU の設立の基盤となっている価値―民主主義、平和、自由、独立、主権、繁栄、公正―に対する懐疑」ではなく、EU の「価値を守り抜く能力に懐疑が向けられて」おり、EU の「政治組織は時代が突きつける存亡にかかわる要請に適応し、何が必要かについて合意しなければならない」。

4. 市場統合だけでは競争力は回復しない

制度改革として期待されているのが、各国法と併存する任意選択型の EU 共通枠組み「第 28 のレジーム」である。欧州ビジネスコードの提案など、企業の越境活動の負担を軽減する方向性は理解できる。だが、これだけでスケールアップのための投資資金の確保やイノベーションが保障されるわけではない。先行事例の欧州会社法は、実務的な越境展開の制度としては十分に機能しなかった。また、市場を作れば EU 企業が勝者になるとは限らない。太陽光パネルや電気自動車（EV）は、EU がリードマーケットを創出しながら、中国企業が比較優位を獲得した例である。そのため、IAA に見られるように、ローカルコンテンツや FDI に

厳格な要件を求め、域内市場を保護する策を講じざるを得なくなっている。

5. 産業加速化法案の自己矛盾

留意すべきは、IAA がローカルコンテンツと FDI について、厳格な要件を導入しようとしていることである。この点をやや詳しく確認してみよう。

GDP の約 14%を占める公共調達および公的補助において「EU 原産（Made in EU)」と低炭素要件を課し、需要を創出しようとしている。これは、低炭素製品の需要を中国など外国企業から EU 企業へと再配分しようとする措置である。

新興戦略製造業分野（バッテリーの技術・バリューチェーン、EV・関連部品、太陽光発電技術・バリューチェーン、重要原材料の採掘・加工・リサイクルなど）において、世界製造能力の 40%以上を占める国の企業による 1 億ユーロを超える FDI の認可は、以下の 6 要件のうち少なくとも 4 つを満たさなければならない。

①出資比率 49%以下

②EU 企業との合弁（49%以下）

③知財・ノウハウのライセンス供与による技術移転

④EU 域内における研究開発投資（売り上げの 1%以上）

⑤EU 域内労働者を雇用の 50%以上（必須）

⑥域内サプライチェーン強化策の作成・公開（ローカルコンテンツ 30%が努力目標）

これは、事実上、中国を主たるターゲットとしている。

しかし、これらは EU が中国に対して是正・撤廃を求めてきたものではなかったのか。図表 2 は、IAA と EU 中国包括投資協定の大筋合意（EU-China Comprehensive Agreement on Investment：CAI）における政策手段を対比したものである。IAA は提案であり審議中で、CAI は中国の人権問題を根拠として欧州議会が批准に必要な審議そのものを停止しており、いずれも法的拘束力を持つものではない。だが、この比較を通して、IAAの自己矛盾が明瞭になる。EUは、中国に対して、製品・サービス市場の開放、合弁要求や投資制限の緩和、強制的

【図表 2】　IAA 提案と CAI 大筋合意に見る政策手段の対比

論点	IAA：欧州委員会提案（2026年3月）	CAI：大筋合意の関連規定（2020年12月）
市場アクセス	電池、EV、太陽光発電、重要原材料等の対象分野で、一定のFDIに事前承認を要求。対象は1億ユーロ超で、投資家の本国が当該分野の世界製造能力の40%超を占める場合など。	中国の製造業(自動車、輸送・医療機器、化学製品など）・サービス業(金融、国際海運関連、環境、建設、コンピュータ）の既存の市場開放を法的拘束力を持つ約束として合意。クラウド、民間病院等で追加的開放を約束。分野別の制限・留保あり。
出資・合弁	外国投資家の出資・議決権等の上限49%、EU企業との合弁（外国側の持分等49%以下）を承認条件の選択肢に。	市場アクセスの約束の範囲内で、合弁要求や投資制限を撤廃・緩和。
技術移転	知財・ノウハウのライセンス供与、共同開発などによる知財の共同所有を承認条件の選択肢に。	① 技術移転を強要する投資条件の禁止 ② 技術ライセンス契約への不干渉 ③ 事業上の機密情報の保護
研究開発	EU域内での年間研究開発支出を承認条件の選択肢に。基準は投資先等の年間総収入の1%以上（外国投資家の支配持分に応じて適用）。	一定比率・金額の域内研究開発を要求する履行要件を禁止。ただし、利益付与条件として域内研究開発を求める余地は残す。
現地雇用	対象投資に係る労働者の50%以上をEU労働者とし、訓練等を伴わせる。承認に必須の条件。	現地雇用条件を一律には禁止しない。利益付与の条件として域内での雇用・訓練を求める余地を残す。
ローカルコンテンツ（FDIの条件）	EU域内バリューチェーン強化・域内調達優先の戦略を作成・公開。EU市場向け製品の投入財の30%以上を域内から調達するよう努める。	一定の現地調達率、域内産品・サービスの購入・優先使用を要求する履行要件を禁止（留保・例外あり）。
公共調達	対象となる公共調達にEU原産要件、低炭素要件、またはその両方を導入。協定相手国の扱いや適用除外等あり。	投資自由化規定は政府調達を適用対象外とする。
補助金・国有企業	対象となる公的支援（補助金等）にEU原産・低炭素条件を導入（製品・制度により一方または両方を適用）。	① 対象国有企業等の商業的考慮に基づく行動・無差別待遇 ② 対象サービス分野の補助金の透明性・協議

注：

（1）IAA は COM/2026/100 による欧州委員会案、CAI は 2020 年 12 月の大筋合意とその公表条文に基づく比較。施行済みの制度同士の比較ではない。

（2）IAA の FDI の承認は原則 6 要件中 4 要件以上の充足を求め、雇用条件は必須。

（3）IAA には協定上の約束に応じた適用除外などがあり、CAI にも分野別の留保・例外がある。図表は政策手段の対照であり、法的抵触を判定するものではない。

出所：COM/2026/100,CAI（2020）および https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/china/eu-china-agreement/agreement-explained_en より筆者作成

技術移転の禁止、ライセンス契約への不介入、補助金の透明性を求め、中国側もこれを大筋で受け入れようとしていたことを CAI は示唆している。ところが IAA では、EU 自身が、EU 原産要件、知財・ノウハウのライセンス移転、EU 域内雇用確保を外国企業に求めている。これは単なるダブルスタンダードではなく、開放性と公正な競争条件（Level Playing Field）を掲げてきた EU が、経済安全保障の名の下に市場アクセスを制限し、EU 産業政策が標的を明確にした介入へと舵を切ったことを示している。

EU は、「公正な競争条件」を標榜して中国の国家主導型産業政策を批判しながら、中国との競争に直面すると、EU 原産要件、外資条件の厳格化を盛り込み、あたかも中国の政策を模倣したかのような IAA を提案している。

6. 信頼喪失の 3 つのリスク

このように IAA に至る EU の産業政策は深刻な自己矛盾を抱えている。果たして、IAA は、「EU の価値を守り抜く能力」を高められるのだろうか。そこには EU の信頼低下の 3 つのリスクが潜んでいる。

第 1 に、EU 自らが「公正な競争条件」を反故にしかねないような産業政策を導入することは、EU が「国際社会の信頼」を失うリスクである。これは、世界貿易機関（WTO）への提訴を招き、影響を被る中国などの対抗措置を誘発するおそれがある。EU と経済連携協定を締結する日本や英国の製品については EU 原産と同等に扱う配慮があるが、その定義をめぐって疑念が生じ、日本企業にも精査と適応のコストがかかる。そもそも産業の強靱性とは、外部ショックに直面した際に代替的な供給源や技術、取引相手を柔軟に組み替える能力であり、その前提となるのが「国際社会の信頼」の確保であろう。ところが、経済安全保障を根拠として特定国への依存を急速に排除し、EU 原産を政策的に強制すれば、諸外国からの信頼を損ない、かえって EU 産業の選択肢を狭めることになりかねない。

第 2 に、資金の問題である。IAA は、少なくとも設計上は、公共調達・公的支援を EU 原産・低炭素事業に誘導する需要の配分ルールを変更するもので、それ自体は追加的な新規の財源を求めるものではない。しかし、加盟国間で財政能力が大きく異なるため、産業政策を強化すると、財政余力のある国とない国で格差が生じて単一市場に歪みをもたらし、結局、EU 共通財源という議論になり、財

政統合なき産業政策の限界が露呈する。また、域内貯蓄をリスクマネーに転換し、企業の越境活動に資金を循環させる貯蓄・投資同盟（Savings and Investments Union）が実現しなければ、IAA だけで EU 産業の競争力と強靭性を回復することはできない。これは、EU が「市場の信頼」を失うリスクである。企業は、政策目標ではなく、政策の実効性（Enforcement）とその資金的裏付けを見るからだ。

第 3 に、EU、企業、家計の時間軸のズレである。EU の産業政策は、長期構想として見る限り一定の合理性があるとしても、合意形成、制度構築、そして企業の適応を通じた実効性ある制度運用の定着には時間がかかる。また、IAA の EU 原産要件は、脱炭素化を遅らせ、企業や家計のコストを押し上げる可能性がある。つまり、長期構想に基づく改革の成果が実を結ぶ前に、企業と家計の生存条件が先に損なわれてしまうかもしれない。これは、EU に対する「市場の信頼」、「市民の信頼」が失われるリスクである。

EU の「価値を守り抜く能力」の基礎となってきたのは、信頼ではなかったか。今、それが揺らいでいる。

参考文献：

蓮見雄（2023）「欧州グリーンディールの射程」（蓮見雄・高屋定美編著『欧州グリーンディールと EU 経済の復興』文眞堂，所収）。

———（2025）「欧州新産業戦略の展開と財政・金融」（蓮見雄・高屋定美編著『カーボンニュートラルの夢と現実』文眞堂、所収）。

Bercero, I., Collin, A., McWilliams, B., and Tagliapietra, S. (2026) The flaws in the European Union's proposed Industrial Accelerator Act and how to fix them, *Policy Brief,* 10, Bruegel.

Binder, J., Dohse, D., Görg, H., Schöl, B., Semrau, F. O., and Liu, W.-H. (2026) Ambition Without Precision: Why the Industrial Accelerator Act Falls Short. *IP Lab Policy Brief,* 01, KIEL Institut.

CAI (2020) EU-China Comprehensive Agreement on Investment. The Agreement in Principle 30 December 2020.

COM/2026/100 final. Proposal establishing a framework of measures for the acceleration of industrial capacity and decarbonisation in strategic sectors and amending Regulations (EU) 2018/1724, (EU) 2024/1735 and (EU) 2024/3110.

Draghi, M. (2025) Turn skepticism into action, Speech at the rimini meeting 22 August 2025.

European Commission (2025) What do different data sources reveal about the EU's export performance, 19 May 2025.

IEA (2025) *World Energy Outlook.*

Lévy, F. and Berghmans, N. (2026) European Industrial Accelerator Act: A first step towards a more assertive industrial policy, *IDDRI BLOG POST*, 12 March 2026.

【執筆者】蓮見 雄（立教大学経済学部特別専任教授）

（※このレポートは、三菱 UFJ 銀行グループが海外の日系企業の駐在員向けに発信しているウェブサイト MUFG BizBuddy に 2026 年 9 月 16 日付で掲載されたものです。）